

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、「準天頂衛星システムの運用等事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成24年9月21日

内閣総理大臣 野田 佳彦

# 準天頂衛星システムの運用等事業

## 実施方針

内閣府

## 【 目 次 】

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	特定事業の事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定方法に関する事項	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	6
2.	落札者の決定手順及び決定方法	6
3.	応募者の参加資格要件等	9
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1.	S P Cの責任の明確化に関する事項	13
2.	S P Cの責任の履行確保に関する事項	13
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1.	公共施設等の立地に関する事項	15
2.	公共施設等の規模及び配置に関する事項	15
第5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
1.	疑義が生じた場合の措置	16
2.	管轄裁判所の指定	16
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
2.	事業の継続が困難となった場合の措置	17
3.	融資機関又は融資団と国との協議	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3.	その他の措置及び支援に関する事項	19
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1.	本事業に関連する事項	20
2.	今後のスケジュール（予定）	22
3.	情報公開及び情報提供	23
資料－Ⅰ	業務要求水準書（案）	
資料－Ⅱ	サービス対価の算定及び支払方法（案）	
資料－Ⅲ	リスク分担表（案）	

## 第1 特定事業の選定に関する事項

内閣府（以下「国」という。）は、準天頂衛星システムの運用等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

### 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### （1）事業名称

準天頂衛星システムの運用等事業

#### （2）事業の対象となる公共施設等の種類

準天頂衛星システムに係る衛星管制、測位関連サービス（測位補完、サブメータ級測位補強、センチメータ級測位補強及び公共専用信号配信）の提供及びメッセージ通信関連サービス（簡易メッセージ配信及びメッセージ通信）の提供を行うために必要な施設

#### （3）公共施設等の管理者等

内閣総理大臣 野田 佳彦

#### （4）事業目的

準天頂衛星システムの開発・整備は、我が国における産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国のプレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等、広義の安全保障に資するものである。これらのことを踏まえ、2010年代後半を目途にまずは4機体制を開発・整備し、将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととしている。また、

事業の実施にあたっては、各府省から構成される宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議、とりわけ衛星測位ワーキンググループにおいて提起されるニーズを必要に応じ、考慮に入れることとする。

本事業は、準天頂衛星として新たに打ち上げられる衛星及び「みちびき」（以下、総称して「衛星システム」という。）の衛星管制並びに測位関連サービス及びメッセージ通信関連サービスの提供に必要な施設及び設備の開発・整備・維持管理を行い、衛星管制、測位関連サービスの提供及びメッセージ通信関連サービスの提供の業務を行うものである。

#### （５）特定事業に係る業務の概要

選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。各業務の詳細については、「業務要求水準書（案）」（資料－Ⅰ）に示す。なお、衛星本体は、国が別途調達する。

##### ① 総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務

SPCは、以下に示す通り、総合システム（地上システム及び衛星システムの総称をいう。）の設計・検証等を行うとともに、地上システムの開発・整備（既存のものを活用することを含む。以下同じ。）等の業務を行う。

この場合、地上システムについては、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、本事業の事業期間が終了するまで又は衛星システムの軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間等終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保すること。

ア 総合システムの設計

イ 地上システムの開発・整備

ウ 総合システムの検証等

エ 航空保安無線施設の設置許可等 SBAS（※）運用に必要なとなる許認可等の取得

オ 本事業に必要な周波数の確保に係る支援

カ 準天頂衛星システムの利用拡大方策の実施

キ 準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応

※ SBAS (Satellite-Based Augmentation System) : 準天頂衛星システムを活用した新たな航法補強システムをいう。

② 地上システムの維持管理等に関する業務

S P Cは、地上システムの維持管理を行うとともに、必要に応じて地上システムの更新を行う。

③ 総合システムの運用等に関する業務

S P Cは、以下に示す運用等の業務を行い、衛星管制並びに測位関連サービス及びメッセージ通信関連サービスの提供を行う。

ア 衛星の運用移管

イ 定常運用

ウ 緊急時運用

エ 国の指示によるミッション運用の停止等

オ 衛星寿命終了段階の運用

カ 本事業に必要な周波数の維持に係る支援

キ 準天頂衛星システムの利用拡大方策の実施

ク 準天頂衛星システムに関連する会合への出席等の対応

**(6) 事業方式**

本事業は、S P Cが自らの資金で総合システムの設計・検証等並びに地上システムの開発・整備等及び維持管理等を行うとともに、これらを用いて総合システムの運用等を行う。

なお、民有地を使用して本事業を実施する場合は、事業期間等終了時点後も国へ地上システムの譲渡を行わないものとし、国有地を使用して本事業を実施する場合は、事業期間等終了時点でS P Cが地上システムを撤去することを基本とする。

**(7) 事業期間**

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年3月末までとする。

ただし、事業期間終了時以降も総合システムの運用等を継続する必要がある場合、国は、S P Cに事前に通告することにより、国が指定する日まで本事業の事業期間を延長することができる。

#### (8) 本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、S P Cが本事業を実施するにあたり要する費用を、国が事業契約に基づき、総合システムの運用等を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

また、S P Cは、準天頂衛星システムが提供するサービスについて、災害発生時等の緊急の利用を妨げない範囲において、関係機関に有償サービスを提供し、サービスの利用料の一部を自らの収入とすることができる。

なお、サービス対価の支払の詳細については、「サービス対価の算定及び支払方法（案）」（資料－Ⅱ）に示す。

#### (9) 本事業の実施に関する契約等

国は、P F I法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の契約等を締結する。

##### ① 基本協定の締結

国は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については入札公告時に示す。

##### ② 事業契約の締結

国は、S P Cとの間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、S P Cは、実施方針、入札説明書等（入札説明書その他国が本事業の入札手続において配布する一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。）、落札者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。

なお、「事業契約書（案）」については入札公告時に示す。

#### (10) 遵守すべき法令等

S P Cは、以下に列挙するもののほか、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

① 宇宙基本法（平成20年法律第43号）

② 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

- ③ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ④ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ⑤ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑥ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑦ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑧ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ⑨ Radio Regulations

#### **(11) 事業期間終了時の措置**

S P C は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業期間等終了時点においても、地上システムを業務要求水準書に示す状態に保持しなければならない。

## **2. 特定事業の選定方法に関する事項**

### **(1) 選定基準**

国は、本事業を P F I 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業を P F I 法第 6 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に定める選定事業とする。

### **(2) 選定結果の公表**

国は、本事業を P F I 法第 2 条第 4 項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、内閣府のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで落札者を決定するものとする。

本事業は、開発・整備、維持管理、運用の各業務において、民間のノウハウ、創意工夫等を活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであることから、落札者の決定にあたっては、サービスの対価の額に加え、各業務に関する能力等を総合的に評価しうる手法として、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項に基づき総合評価落札方式を採用する予定である。

### 2. 落札者の決定手順及び決定方法

国は、以下の手順により落札者を決定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

#### （1）有識者委員会の設置

国は、本事業に関する有識者からなる委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置し、審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての審議を行うこととする。

なお、有識者委員会の構成員は入札公告時に示す。

#### （2）入札公告

国は、特定事業の選定を行った場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、内閣府のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、入札説明書等説明会を開催することを予定している。

#### （3）質問受付

国は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、入札公告時に示す。

#### （4）質問回答の公表

国は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回

答を、内閣府のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、質問の内容が質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

#### (5) 第一次審査資料の受付

応募者は、入札説明書等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

#### (6) 第一次審査及び審査結果の通知

国は、応募者を対象に第二次審査資料の提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。第二次審査資料提出資格があると認められた応募者（以下、「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

#### (7) 第二次審査資料及び入札書の受付

入札参加者は、入札説明書等に定めるところにより、第二次審査資料及び入札書を提出する。

#### (8) ヒアリング

国は、入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてヒアリングを行う。

#### (9) 第二次審査及び落札者の決定

##### ① 審査の内容

国は、入札参加者が提出する第二次審査資料及び入札書について、以下の事項について総合的に審査を行う予定であり、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に示す。

- ・総合的なコスト
- ・総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する提案内容
- ・地上システムの維持管理等に関する提案内容
- ・総合システムの運用等に関する提案内容

なお、以下の内容についても審査を行うことを検討中である。

- ・事業実施能力、経営計画及び資金調達計画に関する提案内容

・リスク対応策に関する提案内容 他

② 落札者の決定

国は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者委員会における審議の結果を踏まえ、入札価格及び第二次審査資料を総合的に評価し、落札者を決定する。

(10) 審査結果の公表

国は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び入札結果について、入札参加者に通知するとともに、内閣府のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(11) 基本協定・事業契約の締結

① 基本協定の締結

国は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② S P C の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに S P C を設立する。

③ 事業契約の締結

国は、基本協定締結後、落札者からの提案に基づき、事業内容等について調整を行った後、S P C との間で事業契約を締結する。

(12) 特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、あるいは本事業を P F I により実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかに公表するものとする。

(13) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類（第一次審査資料及び第二次審査資料をいう。以下同じ。）の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認める範囲において、国は、これを無償で使用するができるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

③ 資料の公開について

国は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

### 3. 応募者の参加資格要件等

#### （1）応募者の構成

① 応募者は、③に掲げる業務等を実施する予定の企業によって構成される1社又は複数のグループ（以下まとめて「応募グループ」という。）とする。応募グループのうち、SPCに出資を行い、かつ応募手続きを行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募グループは、代表企業のほか「構成員」（応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、SPCに出資を行う企業をいう。以下同じ。）、及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）から構成される。

② SPCの株主は以下の要件を満たすこととする。

(ア) 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全

議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

(イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

(ロ) S P Cの株主は、原則として事業期間等終了時点までS P Cの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。

③ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社を明らかにする。また、S P Cからの受託又は請負により代表企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする。

(ア) 総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務

(イ) 地上システムの維持管理等に関する業務

(ロ) 総合システムの運用等に関する業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。

⑤ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。

⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募者の協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力会社である場合を除く。

⑦ 上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係

当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## (2) 応募者の参加資格要件

① 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(ウ) 第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(エ) 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として財団法人航空保安無線システム協会、株式会社日立製作所、有人宇宙システム株式会社及び西村あさひ法律事務所）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係において関

連のある者でないこと。

(オ) 2.(1)に定める有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

② 総合システムの運用等を行う企業の参加資格要件

総合システムの運用等に関する業務に携わる企業（以下「運用等企業」という。）は、代表企業又は構成員でなければならない。

運用等企業は以下の要件を満たすこと。

(ア) 運用等企業のうち第1の1.(5)③アからオまでの業務を担当する企業は、地上システムの運用に関する試験の開始時点において、電波法第39条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者が必要数在籍していること。

(イ) 運用等企業のうち第1の1.(5)③アからオまでの業務を担当する企業は、静止衛星又は周回衛星について次の運用経験を全て満たすこと。ただし、静止衛星又は周回衛星は必ずしも測位衛星である必要はなく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。

・少なくとも1機以上の静止衛星又は周回衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有するとともに、大地震・大噴火・暴風雨等の自然災害の発生時に運用を継続した経験を有すること。

・延べ15年・機以上の静止衛星又は周回衛星の運用経験を有すること。

※運用実績単位の年・機について

1機の衛星を1年間運用したときを1年・機と定義する。

本事業で運用を委託する予定と同じ4機の衛星を15年間運用した場合は15年×4機=60年・機の実績となる。

(ウ) 全ての運用等企業は、平成22・23・24年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. S P Cの責任の明確化に関する事項

##### (1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、国とS P Cのリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

##### (2) 想定されるリスクと責任分担

国とS P Cの責任分担は、原則としてリスク分担表(案)(資料一Ⅲ)による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、入札公告時に示す。

#### 2. S P Cの責任の履行確保に関する事項

##### (1) 契約保証金の納付等

国は、事業契約に基づいてS P Cが実施する本業務の履行を確保するため、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証を求めるとを予定している。

- ① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
  - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- ③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
  - 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務の実

施に要する費用（ただし、割賦手数料を除く。）の10分の1以上とする。

## （2）実施状況の監視等

国は、SPCが事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、業務要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、代表企業、構成員及び協力会社とSPCとの間の契約内容、SPCの財務状況、本事業の実施状況について監視を行う。

## （3）支払いの減額等

国は、監視の結果に基づき、SPCの責めに帰すべき事由により事業契約書に定められた債務を履行していない又は業務の実施状況が要求水準に達していないことが明らかになった場合には、業務実施内容の改善・復旧計画の提出及び実施、当該業務に携わる代表企業、構成員及び協力会社の変更等を求めるほか、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる。

また、国は、航空保安無線施設の設置許可等の取得及び認証作業の実施に要する費用について、事業契約で定めた期日までに設置許可等を取得できる見込みがないと国が判断した場合は、手続きの達成状況に応じてサービス対価を減額することができる。

なお、国は、サービス対価の支払い前に、上記の監視の結果に基づき、会計法第29条の11第2項及び予決令第101条の4から第101条の9までに定める検査を行う。

## （4）地上システム等の変更

準天頂衛星システムの開発・整備については、まずは4機体制を開発・整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指すこととしている。このため、事業期間中に新たな衛星の製造及び打上げが実現し、地上システム及び運用内容等の変更が必要になった場合には、国とSPCは、7機体制への移行の方策等について協議を行う。

上記のほか、事業期間中に、社会情勢等に応じ、地上システム及び運用内容等の変更が必要になった場合には、国とSPCは、事業目的に示した機能の確保の方策等について協議を行う。

## **第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項**

### **1. 公共施設等の立地に関する事項**

地上システムについては、原則として、民間事業者が事業期間等終了時点までの期間にわたり安定的な運用が可能な地点において、業務要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保すること。ただし、事業期間等終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

また、国は、事業期間等終了時点まで、選定事業の用に供するため、SPCからの求めに応じ、国有財産である事業実施用地を一括してSPCに貸し付けることができる。なお、具体的な貸付の対象となる用地は、民間事業者の提案によるものとする。

### **2. 公共施設等の規模及び配置に関する事項**

SPCは、地上システムの開発・整備等について、業務要求水準書に示された事項を遵守するものとする。このほか、地上システムの開発・整備等に必要となる詳細な条件については、入札公告時に示す。

## **第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

### **1. 疑義が生じた場合の措置**

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、国とSPCは、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定める。

### **2. 管轄裁判所の指定**

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、国又はSPCの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

#### (1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① SPCの提供するサービスが業務要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合その他事業契約書で定めるSPCの責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、SPCが当該期間内に修復することができなかつた場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ② SPCの財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国は事業契約を解除することができる。
- ③ ①又は②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国はSPCに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、SPCは事業契約を解除できる。
- ② ①の規定によりSPCが事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、SPCは国に対して、損害賠償の請求等を

行うことができる。

**(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合**

- ① 不可抗力その他国又はS P Cの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国とS P Cは、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に①の協議が整わないときは、国又はS P Cは、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により国又はS P Cが事業契約を解除した場合の措置は、事業契約書に定めるところに従うものとする。
- ④ 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

**3. 融資機関又は融資団と国との協議**

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめS P Cに本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置に関する事項**

S P Cが本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。

### **2. 財政上及び金融上の支援に関する事項**

S P Cが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援をS P Cが受けることができるように努める。

### **3. その他の措置及び支援に関する事項**

国は、S P Cが本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国とS P Cで協議する。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 本事業に関連する事項

#### (1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

#### (2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

#### (3) 実施方針説明会

実施方針に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等について国の考え方を提示する。

なお、参加を希望する者は原則として事前に申し込むこと。

##### ① 開催日時

平成24年9月28日(金) 10時30分から11時30分まで

##### ② 開催場所

内閣府宇宙戦略室 大会議室

住所：東京都港区赤坂1-11-28 常和赤坂一丁目ビル5F

電話：03-5114-1958

##### ③ 申込方法

実施方針説明会参加申込書(様式1)により、FAX又は電子メールにて平成24年9月27日(木)14時までに次のあて先まで提出のこと(※電子メールの場合はMicrosoft Wordにより作成したファイルを添付のこと)。

内閣府宇宙戦略室 準天頂衛星システム担当

電話：03-5114-1958

FAX：03-3505-5971

電子メールアドレス：junten.group@cao.go.jp

##### ④ 注意事項

説明会当日は、実施方針等を配布しない。

参加人数は、1事業者3名までとする。

#### (4) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

##### ① 受付期間

平成24年9月21日(金)公表後より

平成24年10月5日(金)12時まで(必着)

##### ② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式2、3)に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。

なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

- ・ 電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、着信を確認すること。
- ・ 紙による場合は、印刷物を添付のうえ電子記録媒体を郵送等により提出すること(受付期間内に到達すること)。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書(質問・意見書を含む。)は、Microsoft Word・Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びに電子メールアドレスを必ず記載すること。なお、提出された電子記録媒体、印刷物等は返却しない。提出方法に関する問合せ先は、③の提出先とする。

##### ③ 提出先

内閣府宇宙戦略室 準天頂衛星システム担当

住所：東京都港区赤坂1-11-28 常和赤坂一丁目ビル9F

電話：03-5114-1958

電子メールアドレス：junten.group@cao.go.jp

(質問書送付時は添付ファイルを含め1MB以内とすること)  
なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

##### ④ 回答方法

国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施

方針に関する質問及び質問に対する回答を、⑤の予定日に、内閣府のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。(公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。)

- ⑤ 回答公表予定日  
平成24年10月19日(金)

#### (5) 意見に対するヒアリング

(4)で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断した意見については、意見を提出した者と直接ヒアリングを行う場合がある。

#### (6) 実施方針の変更

国は、(4)で受け付けた実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI法第6条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

国は、実施方針の変更を行った場合は、内閣府のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

## 2. 今後のスケジュール(予定)

実施方針公表後のスケジュールは、以下のとおり想定している。  
詳細については、入札公告時に示す。

平成24年10月頃	特定事業の選定
平成24年11月頃	入札公告
平成24年11月頃	第一次審査資料の受付
平成24年12月頃	第一次審査結果の通知
平成25年1月頃	第二次審査資料の受付
平成25年2月頃	落札者の決定
平成25年3月頃	基本協定の締結
平成25年3月頃	事業契約の締結
平成30年4月頃	運用開始
平成45年3月末	事業契約の終了

### 3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

内閣府のホームページ

<http://www.cao.go.jp/chotatsu/index.html>